

## 消費税 総額表示の記載について(お願い)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、4月1日から、事業者が商品の販売やサービスの提供を行うときにその価格を表示する際、総額表示(※注)が義務付けられます。これに伴って令和3年4月1日付から新聞折込、ポスティングチラシの価格表示も総額表示で記載していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」「事業者の値札の張り替えなどの事務負担」に配慮する観点から、表示価格が税込であると誤認されないための措置を事業者が講じれば、税込価格を表示しなくてもよいとする消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって終了します。詳細は下記の通りとなります。

※注:総額表示とは・・・

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格を表示することをいいます。スーパーやホームセンターなどの小売業で通常税率と軽減税率が混在する商品がある場合は、消費者が誤認しないよう明瞭に表示しなければなりません。

敬白

記

### 総額表示の具体的な表示例

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。例えば、「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば総額表示に該当します。

- 11,000円
- 11,000円(税込)
- 11,000円(税抜価格10,000円)
- 11,000円(うち消費税等1,000円)
- 11,000円(税抜価格10,000円、消費税等1,000円)

### 同一商品で通常税率(店内飲食10%)と軽減税率(テイクアウト8%)がある場合の表示例

【表示例①】

店内飲食とテイクアウトの両方の税込価格を総額で両方記載することで、お客さまがいくら払ったらいいか明確にします。

- から揚 店内飲食1,100円(税込) テイクアウト1,080円(税込)

【表示例②】

店内飲食とテイクアウトのどちらか片方だけの税込価格を総額で表示し、どちらか片方を注釈で違いを表示します。

- から揚 店内飲食1,100円(税込) ※テイクアウトの場合、税率が異なりますので別価格となります

### 値引き表示について継続される禁止の表示例(折込不可)

- 消費税相当分還元、消費税相当額還元セール
- 消費税〇%値下げします
- 消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します
- 消費税は、当社が負担します。消費税はサービスします
- 消費税相当分をキャッシュバックします

以上